

変更箇所	新	旧
P2, 2行目	新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)は、 国内のワクチン接種率は高まったものの、感染力の強い変異株が現れ、これまでの感染防止策をさらに深化させる必要がある。今後もさらなる変異も見込まれ、まだまだ、当面の間私達は、感染症とともに生活をしていく必要がある。	2020年4月に緊急事態宣言が出されるに至った新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)は未知な部分が多く、ワクチンや治療薬ができるまでにかかなりの時間を要すると見込まれる。よって、当面の間私達は、感染症とともに生活をしていく必要がある。
P3, 2の5ポツ目	・「三密(多数が集まる密集、換気の悪い密閉、間近で会話や発声をする密接)の回避」や「ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)」、「マスクを 正しく 着用」、「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策を徹底させる。	・「三密(多数が集まる密集、換気の悪い密閉、間近で会話や発声をする密接)の回避」や「ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)」、「マスク着用」、「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策を徹底させる。
P3, 2の7ポツ目	・ マスクの正しい着用方法(厚生労働省ホームページ「国民の皆様へ(新型コロナウイルス感染症)」を参照)について、周知を行うこと。	なし
P3, 2の10ポツ目	・ 接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの利用を奨励する。	・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励
P3, 2の11ポツ目	・ 「接触確認アプリ(COCoA)」を機能させるため、スマートフォンの電源を on にした上で Bluetooth を有効にすることを推奨する。	なし
P4, 3の(1)の②	飛沫感染を防止するために、学生及び教職員にはマスクを 正しく 着用すること。	飛沫感染を防止するために、学生及び教職員にはマスクを着用すること。
P4, 3の(1)の③	授業中は、適切な空調設備を活用した常時換気又は教室の複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底すること。 さらには、CO2 センサーや加湿器等の活用により、CO2 濃度(1000ppm 以下)や湿度(湿度 40%以上)とすることが望ましい。	授業中は、適切な空調設備を活用した常時換気又は教室の複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底すること。
P4, 3の(2)の①	職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔(できるだけ2m(最低1m))を確保し、会話の際はマスクを 正しく 着用し、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用なども考える。	職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔(できるだけ2m(最低1m))を確保し、会話の際はマスクを着用し、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用なども考える。
P5, 3の(6)	ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを 正しく 着用し、終了後は必ず石けんと流水で手洗いを行う。	ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを着用し、終了後は必ず石けんと流水で手洗いを行う。
P5, 4の	寮の自室は、個室となることが望ましいが、 複数名が一つの部屋で生活せざる	複数名が一つの部屋で生活せざるを得ない場合は、パーテーションなどで個

(1)の①	を得ない場合は、パーテーションなどで個人のスペースを区切り、30分毎に窓を開けて換気に努める。	人のスペースを区切り、30分毎に窓を開けて換気に努める。
P5, 4の (1)の②	ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを 正しく 着用し、終了後は手洗いをを行う。	ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを着用し、終了後は手洗いをを行う。
P5, 4の (2)の④	飲食場所は感染対策を施した場所に限定すること。	なし
P5, 4の (2)の⑤	食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は、 対面を避け間隔を1mあけた配席とすること。必要に応じて、アクリル板等パーテーションの設置も行うこと。 また、食事時の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。	食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は十分な対人距離を確保する。また、食事時の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。
P6, 5の (1)	休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等で対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。 休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気、教師、学生とも 正しく マスク着用の上、座席間隔を最大限取することを心掛ける。	休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等で対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。 休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気、教師、学生ともマスク着用の上、座席間隔を最大限取することを心掛ける。
P6, 5の (2)	国、都道府県の要請、指示を考慮して、マスクの 正しい 着用や、移動中や現場でのソーシャルディスタンスの確保など、万全な対策を施した上で実施する。	国、都道府県の要請、指示を考慮して、マスクの着用や、移動中や現場でのソーシャルディスタンスの確保など、万全な対策を施した上で実施する。
P7, 5の (6)	職員はマスクを 正しく着用 した上で、学生を出迎えに行き、空港等から滞在先までの移動、入国後の待機については、国の指示に従う。入国後の学生の体調管理については一定期間留意する。	職員はマスク着用を徹底した上で、学生を出迎えに行き、空港等から滞在先までの移動、入国後の待機については、国の指示に従う。入国後の学生の体調管理については一定期間留意する。